

## 平成30年度熊本県林業振興資金（森林組合系統事業振興資金） 融資制度要項

### （趣旨）

第1条 この要項は、熊本県森林組合連合会（以下「県森連」という。）及び森林組合（以下「組合」という。）に対し、低利の事業資金を融資することにより、組合系統の事業振興を図るため、熊本県林業振興資金（以下「資金」という。）の融資に関し、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （融資資金）

第2条 県は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、農林中央金庫福岡支店（以下「農林中金」という。）に対し、資金の供給を行うものとする。

### （県森連への融資）

第3条 農林中金は、前条の規定により供給を受けた資金を原資として、次に掲げる資金を県森連に対し融資するものとする。

#### （1）県森連が行う事業の運転資金で次に掲げるもの

- ア 受託林産事業及び受託販売事業に必要な資金
- イ 国有林・公有林に係る買取林産事業及び買取販売事業に必要な資金
- ウ 森林病害虫防除用薬剤の購入に必要な資金
- エ 造林用樹苗の需給調整に必要な資金
- オ 受託造林事業に必要な資金
- カ 環境緑化用樹苗の購入に必要な資金
- キ 購買事業に必要な資金
- ク 加工事業に必要な資金
- ケ 作業道開設に必要な資金
- コ 間伐事業に必要な資金

#### （2）県森連が組合に対し融資するために必要な資金

### （県森連への融資条件）

第4条 農林中金が県森連に融資する条件は、次のとおりとする。

#### （1）融資限度額 450,000,000円以内

（前条第2号に規定する資金を除く。）

#### （2）融資期間 1年以内（ただし、前条第2号に規定する資金で、合併組合が行う加工施設整備に必要なものは、2年以内）

#### （3）融資利率 年0.51パーセント

（ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。）

#### （4）融資方法 証書貸付け、手形貸付け又は当座貸越

#### （5）返済方法 農林中金の所定の方法

#### （6）担保及び保証人

ア 担保 必要に応じて求める。

イ 保証人 農林中金の定めるところによる。

### （組合への融資）

第5条 県森連は、第3条第2号に規定する資金として融資を受けた資金を次に掲げる資金について組合に対し融資するものとする。

#### （1）組合が行う事業の運転資金で、次に掲げるもの

- ア 受託林産事業及び受託販売事業に必要な資金
- イ 国有林・公有林に係る買取林産事業及び買取販売事業に必要な資金
- ウ 森林病害虫防除用薬剤の購入に必要な資金
- エ 造林用樹苗の需給調整に必要な資金

才 受託造林事業に必要な資金

カ 環境緑化用樹苗の購入に必要な資金  
キ 購買事業に必要な資金  
ク 加工事業に必要な資金  
ケ 作業道開設に必要な資金  
コ 間伐事業に必要な資金

(2) 合併組合が行う事業の加工施設整備に必要な資金  
(組合への融資条件)

第6条 県森連が組合に融資する条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1組合 150,000,000円以内  
(2) 融資期間 1年以内(ただし、前条第2号に規定する資金は、2年以内)  
(3) 融資利率 年1.01パーセント  
(ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)  
(4) 融資方法 証書貸付け又は手形貸付け  
(5) 返済方法 県森連の所定の方法  
(6) 担保及び保証人  
ア 担保 必要に応じて求める。  
イ 保証人 組合の理事の半数以上。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の場合の融資限度額は、200,000,000円以内とする。

- (1) 組合が経営改善計画を作成し、知事の認定を受けた場合。  
(2) 組合が間伐事業を実施する場合。

(融資申込み)

第7条 県森連及び組合が融資を受けようとするときは、県森連は農林中金に対して、組合は県森連に対してそれぞれ所定の借入申込書に次に掲げる必要書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 委託契約書、売買契約書又は請負契約書  
(2) 事業計画書  
(3) 資金計画書  
(4) その他農林中金又は県森連が必要と認める書類

(報告及び調査)

第8条 農林中金は、毎月の融資状況を別記様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要項に基づく融資に関し関係機関等について調査することができる。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

## 平成30年度熊本県林業振興資金（椎茸流通対策資金）融資制度要項

### （趣旨）

第1条 この要項は、熊本県椎茸農業協同組合（以下「椎茸農協」という。）に対し、低利の事業資金を融資することにより、椎茸流通対策事業の円滑化を図るため、熊本県林業振興資金（以下「資金」という。）の融資に関し、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### （融資資金）

第2条 県は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、農林中央金庫熊本支店（以下「農林中金」という。）に対し、資金の供給を行うものとする。

### （椎茸農協への融資）

第3条 農林中金は、前条の規定により供給を受けた資金を原資として、次に掲げる資金を椎茸農協に対し融資するものとする。

- (1) 椎茸の備蓄調整に必要な資金
- (2) 椎茸の受託販売及び買取販売に必要な資金
- (3) 購買事業に必要な資金

### （融資条件）

第4条 農林中金が椎茸農協に融資する条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 100,000,000円以内
- (2) 融資期間 6箇月以内
- (3) 融資利率 年0.51パーセント  
(ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)
- (4) 融資方法 証書貸付け、手形貸付け又は当座貸越
- (5) 返済方法 農林中金の所定の方法
- (6) 担保及び保証人
  - ア 担保 必要に応じて求める。
  - イ 保証人 農林中金の定めるところによる。

### （融資申込み）

第5条 椎茸農協は、農林中金から融資を受けようとするときは、農林中金所定の借入申込書に次に掲げる必要書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) その他農林中金が必要と認める書類

### （報告及び調査）

第6条 農林中金は、毎月の融資状況を別記様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要項に基づく融資に関し関係機関等について調査することができる。

### （雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。



## 平成30年度熊本県林業振興資金（樹芸振興対策資金）融資制度要項

### （趣旨）

第1条 この要項は、熊本県樹芸農業協同組合（以下「樹芸農協」という。）に対し、低利の事業資金を融資することにより、樹芸振興事業の円滑な促進を図るため、熊本県林業振興資金（以下「資金」という。）の融資に関し、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### （融資資金）

第2条 県は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、農林中央金庫熊本支店（以下「農林中金」という。）に対し、資金の供給を行うものとする。

### （樹芸農協への融資）

第3条 農林中金は、前条の規定により供給を受けた資金を原資として、次に掲げる資金を樹芸農協に対し融資するものとする。

- (1) 樹芸市場及び樹芸受託事業に必要な資金
- (2) 樹芸購買及び販売事業に必要な資金
- (3) 受託樹芸栽培事業に必要な資金

### （融資条件）

第4条 農林中金が樹芸農協に融資する条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 10,000,000円以内
- (2) 融資期間 6箇月以内
- (3) 融資利率 年0.51パーセント  
(ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)
- (4) 融資方法 証書貸付け、手形貸付け又は当座貸越
- (5) 返済方法 農林中金の所定の方法
- (6) 担保及び保証人  
ア 担保 必要に応じて求める。  
イ 保証人 農林中金の定めるところによる。

### （融資申込み）

第5条 樹芸農協は、農林中金から融資を受けようとするときは、農林中金所定の借入申込書に次に掲げる必要書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) その他農林中金が必要と認める書類

### （報告及び調査）

第6条 農林中金は、毎月の融資状況を別記様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要項に基づく融資に関し関係機関等について調査することができる。

### （雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。



# 平成30年度熊本県林業振興資金（間伐材流通促進資金）融資制度要項

## （趣旨）

第1条 この要項は、素材市場開設者に対し、間伐材の販売に必要な低利の事業資金を融資することにより、間伐材流通の円滑な促進を図るため、熊本県林業振興資金（以下「資金」という。）の融資に関し、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （融資資金）

第2条 県は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、熊本県森林組合連合会傘下の素材市場開設者に対する融資資金については農林中央金庫福岡支店（以下「農林中金」という。）に対し、熊本県木材事業協同組合連合会傘下の素材市場開設者に対する融資資金については株式会社商工組合中央金庫熊本支店（以下「商工中金」という。）に対し、資金の供給を行うものとする。

## （素材市場開設者への融資）

第3条 農林中金及び商工中金は、前条の規定により供給を受けた資金に、その100パーセントに相当する自己資金を加えて融資枠を設定し、間伐材の販売に必要な資金を素材市場開設者に対し融資するものとする。

## （融資条件）

第4条 農林中金及び商工中金が素材市場開設者に融資する条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 1素材市場開設者 50,000,000円以内
- (2) 融資期間 6箇月以内
- (3) 融資利率 年1.25パーセント  
(ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)
- (4) 融資方法 証書貸付け、手形貸付け又は当座貸越
- (5) 返済方法 農林中金及び商工中金の所定の方法
- (6) 担保及び保証人  
ア 担保 必要に応じて求める。  
イ 保証人 農林中金及び商工中金の定めるところによる。

## （融資申込み）

第5条 融資を受けようとする素材市場開設者は、農林中金又は商工中金の所定の借入申込書に次に掲げる必要書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) その他農林中金又は商工中金が必要と認める書類

## （報告及び調査）

第6条 農林中金及び商工中金は、毎月の融資状況を別記様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要項に基づく融資に関し関係機関等について調査することができる。

## （雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。



# 平成30年度熊本県林業振興資金（木材産業振興資金）融資制度要項

## （趣旨）

第1条 この要項は、熊本県木材事業協同組合連合会（以下「県木協連」という。）、素材生産業、製材業又は木材の販売業を行う者のみを加入資格として組織した中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「木事協」という。）及び木事協の組合員（以下「組合員」という。）に対し、低利の事業資金を融資することにより、木材産業の振興に資するため、熊本県林業振興資金（以下「資金」という。）の融資に関し、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （融資資金）

第2条 県は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、株式会社商工組合中央金庫熊本支店（以下「商工中金」という。）、株式会社肥後銀行本店（以下「肥後銀行」という。）及び株式会社熊本銀行本店（以下「熊本銀行」という。）に対し、資金の供給を行うものとする。

## （県木協連及び木事協への融資）

第3条 商工中金、肥後銀行及び熊本銀行は、前条の規定により供給を受けた資金に、その100パーセントに相当する自己資金を加えて融資枠を設定し、次に掲げる資金を県木協連及び木事協に融資するものとし、木事協への融資に当たっては、県木協連の意見を求めるものとする。

### （1）県木協連及び木事協が行う事業の運転資金で次に掲げるもの

- ア 立木及び素材の購入に必要な資金
- イ 木材の販売に必要な資金

### （2）木事協が組合員に対し融資するために必要な資金

## （県木協連及び木事協への融資条件）

第4条 商工中金、肥後銀行及び熊本銀行が県木協連及び木事協に融資する条件は、次のとおりとする。

### （1）融資限度額

- ア 県木協連 70,000,000円以内
- イ 木事協 70,000,000円以内  
(前条第2号に規定する資金を除く。)

### （2）融資期間

- 6箇月以内  
(ただし、前条第2号に規定する資金は、1年以内)

### （3）融資利率

- 年1.25パーセント  
(ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)

### （4）融資方法

- 証書貸付け、手形貸付け又は当座貸越

### （5）返済方法

- 商工中金、肥後銀行及び熊本銀行の所定の方法

### （6）担保及び保証人

- ア 担保 必要に応じて求める。
- イ 保証人 商工中金、肥後銀行及び熊本銀行の定めるところによる。

## （組合員への融資）

第5条 木事協は、第3条第2号に規定する資金として融資を受けた資金を原資として、組合員が行う立木及び素材の購入に必要な資金を組合員に対し融資するものとする。

## （組合員への融資条件）

第6条 木事協が組合員に融資する条件は、次のとおりとする。

- （1）融資限度額 1組合員 40,000,000円以内
- （2）融資期間 6箇月以内

- (3) 融資利率 年1.45パーセント  
(ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)
- (4) 融資方法 証書貸付け又は手形貸付け
- (5) 返済方法 木事協の所定の方法
- (6) 担保及び保証人  
ア 担保 必要に応じて求める。  
イ 保証人 2人以上の連帯保証とする。

(融資申込み)

第7条 県木協連、木事協及び組合員は、融資を受けようとするときは、県木協連及び木事協は商工中金、肥後銀行又は熊本銀行に対して、組合員は木事協に対してそれぞれ所定の借入申込書に次に掲げる必要書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 事業計画書  
(2) 資金計画書  
(3) 売買計画書  
(4) その他商工中金、肥後銀行、熊本銀行又は木事協が必要と認める書類  
(報告及び調査)

第8条 商工中金、肥後銀行及び熊本銀行は、毎月の融資状況を別記様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要項に基づく融資に関し関係機関等について調査することができる。

(雑 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

# 平成30年度熊本県林業振興資金（新製品開発資金）融資制度要項

## （趣旨）

第1条 この要項は、熊本県木材事業協同組合連合会（以下「県木協連」という。）、素材生産業、製材業又は木材の販売業を行う者のみを加入資格として組織した中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「木事協」という。）及び木事協の組合員（以下「組合員」という。）に対し、新製品の開発等を行うために必要な低利の資金を融資することにより、木材産業の振興に資するとともに県産材の需要拡大を図るため、熊本県林業振興資金（以下「資金」という。）の融資に関し、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和34年熊本県規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （融資金）

第2条 県は、前条の目的を達成するため予算で定める範囲内において、株式会社商工組合中央金庫熊本支店（以下「商工中金」という。）に対し、資金の供給を行うものとする。

## （県木協連、木事協及び組合員への融資）

第3条 商工中金は、前条の規定により供給を受けた資金を原資として、県木協連、木事協及び組合員が行う事業に要する資金で次に掲げるものを、県木協連、木事協及び組合員に融資するものとし、木事協及び組合員への融資に当たっては、県木協連の意見を求めるものとする。

- (1) 新製品の開発研究に必要な調査研究、設計及び試作資金
- (2) 新工法の開発研究に必要な調査研究及び設計資金
- (3) 新製品の販売促進に必要な市場開発資金

## （融資条件）

第4条 商工中金が県木協連、木事協及び組合員に融資する条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額
  - ア 県木協連 30,000,000円以内
  - イ 木事協 30,000,000円以内
  - ウ 組合員 20,000,000円以内
- (2) 融資期間 1年以内
- (3) 融資利率 年0.51パーセント
  - (ただし、市中金利情勢の変動によって、年度内にあっても改正する場合がある。)
- (4) 融資方法 証書貸付け、手形貸付け又は当座貸越
- (5) 返済方法 商工中金の所定の方法
- (6) 担保及び保証人
  - ア 担保 必要に応じて求める。
  - イ 保証人 商工中金の定めるところによる。

## （融資申込み）

第5条 県木協連、木事協及び組合員は、融資を受けようとするときは、商工中金に対してそれぞれ所定の借入申込書に次に掲げる必要書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 定款
- (4) 最近1箇年の事業報告書
- (5) 最近の試算表

(6) その他商工中金が必要と認める書類  
(報告及び調査)

第6条 商工中金は、毎月の融資状況を別記様式により翌月の10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、この要項に基づく融資に関し関係機関等について調査することができる。

(雑 則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。